

平成17年改正商法の概要

ビジネス実務への影響とその対策

平成17年8月22日(月)

講師 司法書士 花宮賢二

平成17年改正商法の概要

- 1. 新会社法制定の背景
- 2. 会社の設立等関係
- 3. 会社の機関関係
- 4. 株式関係
- 5. 社債関係
- 6. 会社の計算関係

平成17年改正商法の概要

- 7. 組織再編行為関係
- 8. 会社の清算関係
- 9. 合同会社・合資会社・合名会社関係
- 10. 既存会社の新会社法への対応

1. 新会社法制定の背景

- 1. 短期間に多数回の商法改正

平成 9年	合併手続の簡素化
平成11年	株式交換・株式移転制度の創設
平成12年	会社分割制度の創設
平成13年	金庫株解禁、単元株創設
	額面株式の廃止
	新株予約権制度の創設
	種類株式制度の改正
	株主総会のIT化
	株主代表訴訟制度の見直し
	取締役の責任軽減
	監査役の機能強化

1. 新会社法制定の背景

- 1. 短期間に多数回の商法改正

平成14年 委員会等設置会社制度、
連結計算書類制度の創設

平成15年 自己株式取得の緩和、中間配当限度額
の算定方法に係る改正

平成16年 電子公告・株券不発行制度の創設



全体的な整合性確保の必要性

1. 新会社法制定の背景

- 2. 実質的な改正

目まぐるしく変化する経済情勢に対応するために各種制度の見直し等、内容の実質的な改正



会社法制の現代化

1. 新会社法制定の背景

- 3. 会社法制の現代語化

(1) 平仮名口語体化

片仮名文語体

平仮名口語体

(2) 用語の整理・規定の整備

用語の整理

解釈等の明確化

(3) 新会社法の制定(3つの法律を再編成)

商法(第2編)

有限会社法

商法特例法



新会社法

2. 会社の設立等関係

- 1. 最低資本金制度の撤廃
- 2. 払込金保管証明制度の見直し
- 3. 検査役の調査要件の緩和
- 4. 事後設立規制の大幅緩和
- 5. 商号の排他力規定・類似商号規制の廃止

2. 会社の設立等関係

- 1. 最低資本金制度の撤廃

改正前

~~株式会社 1000万円以上~~

~~有限会社 300万円以上~~

新事業創出促進法に基づく「1円株式会社」等への経過措置
(整備法457条)

設立後5年以内に資本金を最低資本金以上に増資する
必要があった(解散事由)

取締役会設置会社

取締役会で定めを廃止する定款変更
決議が可能

取締役会非設置会社

取締役の過半数の決定で定めを廃止
する定款変更が可能

2. 会社の設立等関係

- 2. 払込金保管証明制度の見直し

	改正前	改正後
発起設立	払込金保管証明書	払込金保管証明書 または (預金の)残高証明書等
募集設立	払込金保管証明書	払込金保管証明書

2. 会社の設立等関係

● 3. 検査役の調査要件の緩和

改正前	改正後
<p>(現物出資財産)</p> <p>1. 価格の総額が資本の5分の1を超えず、かつ500万円を超えないとき(商法173 一)</p> <p>2. 出資財産が「取引所の相場ある有価証券」で、定款で定めた価格がその相場を超えないとき (商法173 二)</p>	<p>(現物出資財産)</p> <p>1. 価額の総額が500万円を超えないとき(法33 一)</p> <p>2. 出資財産が「市場価格のある有価証券」で、定款で定めた価額がその市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えないとき (法33 二)</p>

2. 会社の設立等関係

4. 事後設立規制の大幅緩和

改正前	改正後
<p>事後設立の要件</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 会社設立後2年以内(2) 成立前から存在する営業用の財産を資本金の5%以上の対価で取得(3) 株主総会の特別決議(4) 検査役の調査必要 (商法246)	<ul style="list-style-type: none">・対価として交付する額が純資産額の20%以下の場合株主総会の特別決議不要・事後設立における検査役の調査を廃止・新設合併・新設分割・株式移転によって設立される会社 事後設立の規制対象外 (法467 五)

2. 会社の設立等関係

5. 商号の排他力規定・類似商号規制の廃止

改正前	改正後
<p>(商号登記の排他力)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 商号の登記がされると、同市町村内において同一の営業のために、同一の商号を登記することができない (商法19)・ 同市町村内において、他人が登記したものと判然区別することができないときは、商号を登記できない (商登法27)	<ul style="list-style-type: none">・ 同市町村内の類似商号規制を廃止 類似商号調査・事業目的の適格の事前相談は不要・ 商号の仮登記に関する規定も削除 <p>(注) 既に登記されている会社と同一の住所の会社は、商号の登記は、行う営業のいかんにかかわらず、当該他の会社と同一の商号の登記はできない(改正商登法27)</p>

2. 会社の設立等関係

- 5. 商号の排他力規定・類似商号規制の廃止

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none">不正競争目的の商号使用の差し止め等に関する規定(商法20)他人の営業と誤認させる商号使用の禁止(商法21)	<ul style="list-style-type: none">廃止 (不正競争防止法で、登記の有無に関係なく、広く知られた商号あるいは著名な商号一般を保護しており、商法20の規制の存在意義が乏しいため)存続(法8) (著名であるという周知・著名性を要求していない点など保護範囲が広いため)

3 . 会社の機関関係

- 1 . 株式譲渡制限会社と有限会社を一本化
- 2 . 株式会社の機関設計の柔軟化
- 3 . 株主・株主総会
- 4 . 取締役・取締役会
- 5 . 監査役
- 6 . 会計参与

3. 会社の機関関係

- 1. 株式譲渡制限会社と有限会社を一本化

株式会社の大部分は株式譲渡制限を設けた非公開会社であり、**有限会社と制度上区分する意味が乏しい**

株式会社と有限会社の規律を一本化し、
併せて株式会社の機関設計のあり方を
抜本的に見直し

3. 会社の機関関係

- 2. 株式会社の機関設計の柔軟化

改正前の機関設計のルール

(1) 大会社

(資本の額が5億円以上または負債の額が200億円以上の会社)

取締役会 + 監査役会 + 会計監査人

取締役会 + 三委員会 + 会計監査人 (委員会等設置会社)

3. 会社の機関関係

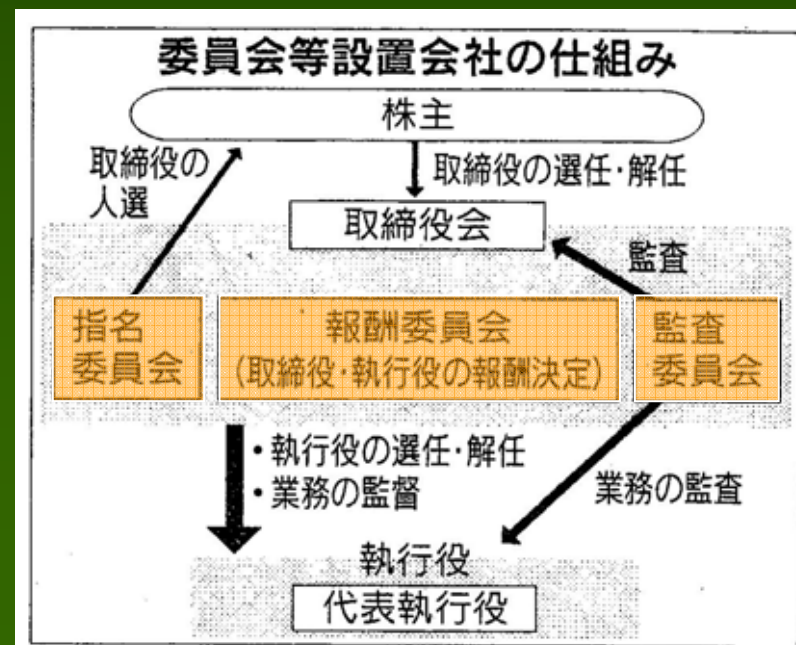
2. 株式会社の機関設計の柔軟化

改正前の機関設計のルール

(1) 大会社(資本の額が5億円以上または負債の額が200億円以上の会社)

(注) 委員会等設置会社

- ・取締役会内部に「指名委員会」「監査委員会」「報酬委員会」の「三委員会」を必置機関
- ・業務執行を担当する役員は「執行役」(取締役には業務執行権限がない)
- ・監査役および代表取締役を置かない



3. 会社の機関関係

- 2. 株式会社の機関設計の柔軟化

改正前の機関設計のルール

(2) 中会社(資本の額が1億円を超える会社)

取締役会 + 監査役

取締役会 + 監査役会 + 会計監査人(みなし大会社の場合)

取締役会 + 三委員会 + 会計監査人(みなし大会社の場合)

(注) みなし大会社 (会社法では制度廃止 法328参照)

中会社で、「会計監査人の監査を受ける旨」の定款の定めのある会社(連結計算書類を除いて、大会社と同様の商法特例法の適用を受ける)(商法特例法1の2 二)

(3) 小会社(資本の額が1億円以下の会社)

取締役会 + 監査役

3. 会社の機関関係

- 2. 株式会社の機関設計の柔軟化

改正後の機関設計のルール

(1) 公開会社で大会社の場合

公開会社は取締役会を置かなければならない(法327条1項1号)

大会社(公開会社でないものおよび委員会設置会社を除く)

は、監査役会および会計監査人を置かなければならない

(法328)

委員会設置会社は、監査役を置いてはならない (法327)

委員会設置会社は、会計監査人を置かなければならない

(法327)

3. 会社の機関関係

- 2. 株式会社の機関設計の柔軟化

改正後の機関設計のルール

(2) 株式譲渡制限会社で大会社の場合

株式会社には、1人または2人以上の取締役を置かなければならない（法326）

株式会社は、定款の定めによって、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人または三委員会を置くことができる（法326）

公開会社でない大会社は、会計監査人を置かなければならない（法328）

3. 会社の機関関係

- 2. 株式会社の機関設計の柔軟化

改正後の機関設計のルール

(2) 株式譲渡制限会社で大会社の場合

会計監査人設置会社(委員会設置会社を除く)は、監査役を置かなければならない (法327 一)

監査役会設置会社は、取締役会を置かなければならない (法327 二)

委員会設置会社は、取締役会を置かなければならない (法327 三)

3. 会社の機関関係

- 2. 株式会社の機関設計の柔軟化

改正後の機関設計のルール

(2) 株式譲渡制限会社で大会社の場合

委員会設置会社は、監査役を置いてはならない (法327)

委員会設置会社は、会計監査人を置かなければならない
(法327)

3. 会社の機関関係

- 機関設計のまとめ(大会社)

()は任意機関

	譲渡制限なし (取締役会設置強制)	譲渡制限あり	
		取締役会設置	取締役会非設置
大会社	取締役会・監査役会 ・会計監査人 ・(会計参与) 取締役会・三委員会 ・会計監査人 ・(会計参与)	取締役会・監査役 ・会計監査人・(会計参与) 取締役会・監査役会 ・会計監査人・(会計参与) 取締役会・三委員会 ・会計監査人・(会計参与)	取締役・監査役 ・会計監査人 ・(会計参与)

3. 会社の機関関係

- 2. 株式会社の機関設計の柔軟化

改正後の機関設計のルール

(3) 公開会社で中小会社の場合

公開会社は取締役会を置かなければならない(法327 一)

取締役会設置会社(委員会設置会社を除く)は、監査役を置かなければならない (法327 二)

株式会社は、定款の定めによって、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人または三委員会を置くことができる

(法326 一)

3. 会社の機関関係

- 2. 株式会社の機関設計の柔軟化

改正後の機関設計のルール

(3) 公開会社で中小会社の場合

会計監査人設置会社(委員会設置会社を除く)は、監査役を置かなければならない (法327)

委員会設置会社は、監査役を置いてはならない (法327)

委員会設置会社は、会計監査人を置かなければならない
(法327)

3. 会社の機関関係

- 2. 株式会社の機関設計の柔軟化

改正後の機関設計のルール

(4) 株式譲渡制限社で中小会社の場合

株式会社には、1人または2人以上の取締役を置かなければならない
(法326)

株式会社は、定款の定めによって、取締役会、会計参与、監査役、
監査役会、会計監査人または三委員会を置くことができる
(法326)

取締役会設置会社(委員会設置会社を除く)は、監査役を置かなければ
ならない。ただし、公開会社でない会計参与設置会社についてはこの
限りではない (法327)

3. 会社の機関関係

- 2. 株式会社の機関設計の柔軟化

改正後の機関設計のルール

(4) 株式譲渡制限会社で中小会社の場合

監査役会設置会社は、取締役会を置かなければならない

(法327 二)

会計監査人設置会社(委員会設置会社を除く)は、監査役を置かなければならない (法327)

委員会設置会社は、監査役を置いてはならない (法327)

3. 会社の機関関係

- 2. 株式会社の機関設計の柔軟化

改正後の機関設計のルール

(4) 株式譲渡制限会社で中小会社の場合

委員会設置会社は、取締役会を置かなければならない

(法327 三)

委員会設置会社は、会計監査人を置かなければならない

(法327)

3. 会社の機関関係

会計監査人を設置すると定めた場合

- 機関設計のまとめ(大会社以外) ()は任意機関

	譲渡制限なし (取締役会設置強制)	譲渡制限あり	
		取締役会設置	取締役会非設置
大会社以外	取締役会・監査役・ 会計監査人・(会計参与) 取締役会・監査役会・ 会計監査人・(会計参与) 取締役会・三委員会・ 会計監査人・(会計参与)	取締役会・監査役 ・会計監査人・(会計参与) 取締役会・監査役会 ・会計監査人・(会計参与) 取締役会・三委員会 ・会計監査人・(会計参与)	取締役・監査役 ・会計監査人 ・(会計参与)

3. 会社の機関関係

会計監査人非設置の場合

- 機関設計のまとめ(大会社以外) ()は任意機関

	譲渡制限なし (取締役会設置強制)	譲渡制限あり	
		取締役会設置	取締役会非設置
大会社以外	取締役会・監査役 ・(会計参与) 取締役会・監査役会 ・(会計参与)	取締役会・監査役 ・(会計参与) 取締役会・監査役会 ・(会計参与) 取締役会・会計参与 ・(監査役)	取締役 ・(会計参与) 取締役・(監査役) ・(会計参与)

3. 会社の機関関係

- 3. 株主・株主総会

- (1) 取締役会の設置の有無

改正前	改正後
取締役会は 必要常設機関	株式譲渡制限会社 原則 非設置 定款で定めた場合 設置
	株式譲渡制限会社以 外の会社 必ず設置

3. 会社の機関関係

- 3. 株主・株主総会

- (2) 取締役会を設置しない会社における株主総会

株主総会は強行規定に違反しない限り、いかなる事項も決議可能 (法295)

株主総会招集通知は、1週間前(定款で短縮可能)までに発すればよい (299)

総会招集通知は書面または電磁的方法によらなくてよい(口頭または電話でも可) (法300)

総会招集通知に会議の目的事項の記載・記録は不要 (法299)

3. 会社の機関関係

- 3. 株主・株主総会

- (2) 取締役会を設置しない会社における株主総会

各株主は単独株主権として株主総会での議題提案権が認められる (法303)

総会招集通知への計算書類および監査役の監査報告書の添付は不要 (法437)

株主総会の招集地に関する規制は廃止

3. 会社の機関関係

- 3. 株主・株主総会
 - (3) 書面投票・電子投票

改正前	改正後
<p>書面投票制度</p> <p>強制的</p> <p>議決権を有する株主数が1000人以上の大会社 (商法特例法21の2)</p> <p>取締役会で決議した場合 中会社、小会社</p>	<p>書面投票制度</p> <p>強制的 (法298)</p> <p>1) 議決権を有する株主が1000人以上の大会社</p> <p>2) 大会社以外の会社で議決権を有する株主が1000人以上の会社</p> <p>取締役会で決議した場合 中会社、小会社</p>

3. 会社の機関関係

- 3. 株主・株主総会
(3) 書面投票・電子投票

書面投票制度が義務づけられる会社が電子投票制度を採用した場合 (法299)

・招集通知を電磁的方法により受領することを承諾した株主

原則として、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供すればよい(別途、議決権行使書面の交付を要しない)

例外 株主から請求があるときは議決権行使書面の交付を要する

・問題点

電磁的方法により議決権を行使しないで、総会の会場に来場した株主の本人確認が困難

3. 会社の機関関係

- 3. 株主・株主総会
(3) 書面投票・電子投票

書面投票と電子投票による議決権の
重複行使された場合

いずれの議決権行使を有効なものとするか
について、予め定めることができる

議決権行使を受け付けるべき期間

・改正前

電子投票の締め切り 総会前日の24時

・改正後

予め合理的な定めを設けることができる
(例えば、締め切り時間の繰り上げ)

議決権
行使書
面等へ
の記載
が必要

3. 会社の機関関係

- 4. 取締役・取締役会

- (1) 取締役の資格

- 定款で株主資格を限定

改正前	改正後
「すべての会社」 定款をもってしても取締役の資格を株主に限定することはできない	「株式譲渡制限会社以外の会社」 定款をもってしても取締役の資格を株主に限定することはできない（法331）
	「株式譲渡制限会社」 定款をもって取締役の資格を株主に限定することができる（法331 但書）

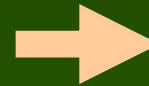
3. 会社の機関関係

- 4. 取締役・取締役会

- (1) 取締役の資格

欠格事由に係る改正 (法331)

破産の宣告を受け復権していない者(破産者)



欠格事由から除外

個人破産者の経済的再生が容易になる。

会社の債務に対して保証をしたため個人破産に追い込まれた者にも復活の機会が与えられる。

証券取引法や各種倒産法制に定める罪



欠格事由に追加

(法331 三)

罰金刑以上の罪で、刑の執行終了または時効から2年を経過するまで取締役になれない。また、**執行猶予中の者も同様**。

3. 会社の機関関係

- 4. 取締役・取締役会

(2) 取締役の員数 (法331)

大会社	
株式譲渡制限会社以外の会社 (すべての取締役会設置会社)	3名以上
株式譲渡制限会社 取締役会設置会社	3名以上
取締役会非設置会社	1名以上
大会社以外の会社	
株式譲渡制限会社以外の会社 (すべての取締役会設置会社)	3名以上
株式譲渡制限会社 取締役会設置会社	3名以上
取締役会非設置会社	1名以上

3. 会社の機関関係

- 4. 取締役・取締役会
(3) 取締役の任期

改正前	改正後
<p>「すべての会社」</p> <p>2年を超えることができない。 なお、最初の取締役の任期は1年および任期伸長規定あり（商法256）</p>	<p>「委員会等設置会社を除く会社」</p> <p>選任後2年以内の最終の決算期に関する定時総会終結のときまでとする (注)最初の取締役の任期を1年とする規定および任期伸長規定は削除 (法332)</p>

3. 会社の機関関係

- 4. 取締役・取締役会

- (3) 取締役の任期

改正前	改正後
<p>「すべての会社」</p> <p>2年を超えることができない。 なお、最初の取締役の任期は1年および任期伸長規定あり (商法256)</p>	<p>「株式譲渡制限会社」</p> <p>定款をもって、任期を最長で選任後10年以内の最終の決算期に関する定時総会終結のときまで伸長することができる (法332)</p> <p>(注)休眠会社の整理に係る商法406条ノ3の「5年」の期間につき「12年」まで延長された (法472)</p>

3. 会社の機関関係

- 4. 取締役・取締役会
(3) 取締役の任期

改正前	改正後
「委員会設置会社」 就任後1年以内の最終の決算期 に関する定時総会の終結のとき までとする。	「委員会設置会社」 選任後1年以内 の最終の決算期 に関する定時総会の終結のとき までとする。(法332)

改正法は、次の内容の定款変更をした場合の取締役の任期は、その定款変更の効力が生じたときに満了したものとみなすとしている。

委員会設置会社となる旨の定款変更

委員会設置会社となる旨の定款を廃止する旨の定款変更

3. 会社の機関関係

- 4. 取締役・取締役会
(4) 取締役の選任・解任(定足数)

改正前	改正後
<p>「選任決議の定足数」</p> <p>取締役の選任決議の定足数は定款の定めをもってしても、総株主の議決権の1/3未満に下すことができない (商法256の2)</p>	<p>「取締役等の選・解任決議の定足数」</p> <p>取締役・監査役の選任・解任 (注1:特別決議によるものを除く)決議の定足数は、定款の定めをもってしても、株主の有する議決権の1/3未満に下すことができない (法341)</p>

注1 累積投票取締役の解任は特別決議(309 七)

3. 会社の機関関係

- 4. 取締役・取締役会

- (4) 取締役の選任・解任(議決要件)

改正前	改正後
「取締役・監査役の解任決議の議決要件」	「株主総会の解任決議の議決要件」
株主総会の特別決議 (商法257・280)	株主総会の普通決議 (注1:特別決議によるものを除く) (法329、339 309)

注1 累積投票取締役の解任は特別決議(309 七)

3. 会社の機関関係

- 4. 取締役・取締役会
(5) 取締役会の書面決議

改正前	改正後
取締役会は、必ず出席して議決権を行使しなければならない。(電話・書面・持ち回り決議は認められない) (商法260の2)	取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき 取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは 、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる (会社法370)

3. 会社の機関関係

- 4. 取締役・取締役会
(5) 取締役会の書面決議

注1: 代表取締役(代表執行役)等による取締役会への定期的な

業務執行状況の報告に関する取締役会については、現に

開催することを要する

注2: 監査役会および委員会設置会社の各

3. 会社の機関関係

- 4. 取締役・取締役会

(6) 取締役の違法行為と責任(改正前)

違法行為	委員会等設置会社 以外の会社	委員会等設置 会社
違法配当・ 中間配当	無過失責任	過失責任
違法利益供与	無過失責任	過失責任
他の取締役への 金銭の貸付	無過失責任	過失責任
利益相反取引	無過失責任	過失責任
法令・定款違反 (任務懈怠責任)	過失責任	過失責任

3. 会社の機関関係

- 4. 取締役・取締役会

(6) 取締役の違法行為と責任(改正後)

違法行為	委員会等設置会社以外の会社		委員会等 設置会社
	取締役会設置会社	取締役会非設置会社	
違法配当・ 中間配当	過失責任	過失責任	過失責任
違法利益供与	過失責任	過失責任	過失責任
他の取締役への 金銭の貸付	過失責任	過失責任	過失責任
利益相反取引	過失責任	過失責任	過失責任
法令・定款違反 (任務懈怠責任)	過失責任	過失責任	過失責任

3. 会社の機関関係

- 4. 取締役・取締役会

(7) 取締役の任務懈怠責任と一部免除の限度額 (法425)

役員	改正前商法 会社法 (取締役会設置会社)	会社法 (取締役会非設置会社)	委員会設置会社
取締役(原則)	報酬額の4年分	報酬等の6年分	報酬等の4年分
社外取締役	報酬額の2年分	報酬等の2年分	報酬等の2年分

3. 会社の機関関係

- 4. 取締役・取締役会

(7) 取締役の任務懈怠責任と一部免除の限度額 (法425)

役員	改正前商法 会社法 (取締役会設置会社)	会社法 (取締役会非設置会社)	委員会設置会社
代表取締役を 置いた場合 代表取締役 (委員会設置会社の 場合は代表執行役)	報酬額の6年分	報酬等の6年分	報酬等の6年分
平取締役 (委員会設置会社の 場合は執行役を含む)	報酬額の4年分	報酬等の4年分	報酬等の4年分

3. 会社の機関関係

- 5. 監査役の任期・権限

改正前	改正後
<p>(任期) 就任後4年内の最終の決算期に関する定時総会の集結のときまで</p>	<p>(任期) 選任後4年以内の最終の決算期に関する定時総会の集結のときまで (法336)</p> <p>(株式譲渡制限会社) 定款をもって、最長で選任後10年以内の最終の決算期に関する定時総会の集結のときまで伸長できる (法336)</p>

3. 会社の機関関係

- 5. 監査役の任期・権限

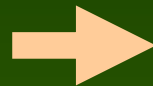
改正前	改正後
<p>(委員会等設置会社) 監査委員会が設置されるため、 監査役は設置されない</p>	<p>(委員会設置会社) 監査委員会が設置されるため、 監査役は設置されない(法327)</p>
<p>(権限) (資本金1億円以下の子会社) 会計監査権 (資本金1億円超の中・大会社) 会計監査権 業務監査権</p>	<p>(権限) 会計監査権 業務監査権 (株式譲渡制限会社) (監査役会・会計監査人設置 会社を除く) 定款で会計監査権に限定できる (法389)</p>

3. 会社の機関関係

● 6. 会計参与

(1) 資格要件と顧問税理士

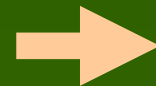
資格要件



税理士(税理士法人を含む)または公認会計士(監査法人を含む) (会社法333)

- ・会計参与は、株式会社またはその子会社の取締役、執行役、監査役、会計監査人または支配人その他の使用人を兼ねることはできない
- ・顧問税理士が会社の顧問であり、かつ会計参与となることは可能

任期



- ・原則として2年(会社法332)
- ・非公開会社では定款で最長10年まで伸長することが可能(会社法334)

- ・取締役や監査役の任期と連動させる必要はない

3. 会社の機関関係

- 6. 会計参与
(2) 職務と権限

職務 →

計算書類等の作成(会社法374)

会計参与報告書の作成(374 後段)

株主総会における計算書類の説明義務(314)

計算書類の保存(378)

計算書類の開示(378)

計算書類を承認する取締役会への出席義務
(376)

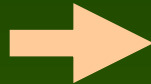
株主総会における意見の陳述義務(377)

取締役の不正の報告義務(375)

3. 会社の機関関係

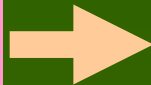
- 6. 会計参与
(2) 職務と権限

権限
(374)



会計帳簿や資料の閲覧、謄写請求権
取締役や使用人に対する会計に関する報告を求める権限
会社や子会社の業務及び財産の状況を調査する権限

登記事項
(911 十六)



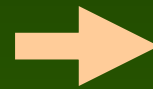
会計参与を設置した旨
会計参与の氏名または名称
会計参与が計算書類を開示する場所

3. 会社の機関関係

- 6. 会計参与

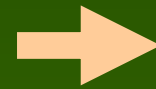
(3) 会社に対する責任 (法423、425、426、427)

故意または重大な過失がない場合



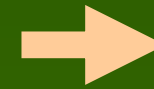
報酬額の2年分までしか責任を負わない

故意または重大な過失がある場合



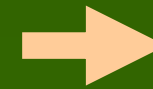
無限の責任を負う

意図的に粉飾決算(商法違反の決算)を行っている場合



故意

粉飾決算(商法違反の決算)の事実を知らなかった場合



重過失

3. 会社の機関関係

● 6. 会計参与

(4) 第三者に対する責任 (会社法429 二)

粉飾決算のまま会社が破綻した場合



決算書を信頼して融資した金融機関から借入金相当額の損害賠償請求のおそれがある

粉飾決算をしている会社



会計参与は会社の債務に対して無限責任を負っている状況

粉飾決算の例



減価償却を計画的・規則的に実施していない
引当金を全く計上していない
回収できない売掛金やその他流動資産に対して何らの手当がされていない
簿外の負債がある

4. 株式関係

- 1. 株式

(1) 一部の種類の株式についての譲渡制限(法139 但書)

普通株式



この種類の株式のみに譲渡制限を付すことが可能
(定款による別段の定め)

議決権制限株式

(利益配当で優先する内容の種類株式)



同族株主の支配権に影響を及ぼさない



純粋な投資目的の株主の出資の勧誘

4 . 株式関係

- 1 . 株式

- (2) 定款で定める株式譲渡承認について例外事項

- 株主間の譲渡について承認を要しないこと

- 特定者に対する譲渡は、承認権限を代表取締役等に委任し、
または承認を要しないこと

- 譲渡を承認しない場合において先買権者の指定請求があった
ときの先買権者を予め指定しておくこと

4. 株式関係

- 1. 株式

- (2) 定款で定める株式譲渡承認について例外事項

- 取締役会を設置する株式会社において、承認機関を株主総会とすること

- 相続および合併による譲渡制限の定めのある株式の移転についても「承認の対象とする」こと

- (注)「承認の対象とする」とは、株式が、相続人、存続会社、新設会社に移転することを前提とし、会社がその移転を承認しない時は、その株式を買い取ることができるものとする

4. 株式関係

- 1. 株式
 - (3) 新株発行手続
- 発行手続

改正前	改正後
<p>(株式譲渡制限会社)</p> <p>株主以外の者に対し新株引受権を与える場合には、株主総会の特別決議をもって株式の種類および数を定める必要がある</p>	<p>(株式譲渡制限会社)</p> <p>株主以外の者に対し新株引受権を与える場合には、株主総会の特別決議をもって株式の種類、数および払込金額の下限・算定方法を定める必要がある</p> <p>(商法280の2 の有利発行手続と一体化) (法199 、200 但書)</p>

4. 株式関係

- 1. 株式
 - (3) 新株発行手続
- 発行手続

改正前	改正後
<p>(株主になる時点) 「払込期日」から株主となる</p> <p>(平成16年改正前は、払い込み期日の翌日に株主なると定められていた)</p>	<p>(株主になる時点) 「払込期日」に代えて「払込期間」を定めることも可(法199 四)</p> <p>「払込期日」 「払込期日」から株主となる 「払込期間」 払い込み期間内であれば、 「払込みがあった日」に株主となる (法209)</p>

4. 株式関係

- 1. 株式
 - (3) 新株発行手続
- 発行手続

改正前	改正後
<p>(新株の割当者の決定)</p> <p>原則 取締役会</p> <p>例外 株式会社 (定款で株主総会の決議事項としている場合)</p>	<p>(新株の割当者の決定)</p> <p>申込後割り当て時に、譲渡承認機関で行う</p> <p>1) 取締役会設置会社の場合 取締役会</p> <p>2) 取締役会非設置会社の場合 株主総会</p>

4. 株式関係

- 1. 株式

- (3) 新株発行手続

- 金銭債権の現物出資

改正前	改正後
<p>(検査役の調査が不要な 現物出資)</p> <p>1. 現物出資をなす者に対して与える株式の総数が発行済株式の総数の10分の1を超えず、 かつ新たに発行する株式の数の5分の1を超えないとき (商法280の8 但書前段)</p>	<p>(検査役の調査が不要な現物出資)</p> <p>1. 現物出資をなす者に対して割り当てる株式の総数が発行済株式の総数の10分の1を超えないとき (法207 一)</p>

4. 株式関係

- 1. 株式

(3) 新株発行手続(デッド・エクイティ・スワップの全面解禁)
金銭債権の現物出資

改正前	改正後
<p>(検査役の調査が不要な 現物出資)</p> <p>2. 現物出資の目的たる財産の 価格の総額が500万円を 超えないとき (商法280の8 但書後段)</p>	<p>(検査役の調査が不要な現物出資)</p> <p>2. 現物出資財産について定められた価 額の総額が500万円を超えないとき (法207 二)</p> <p>3. 現物出資財産が株式会社に対する金 銭債権(弁済期が到来しているもの に限る)であって、当該価額がその金銭 債権に係る負債の帳簿価額を超えな いとき(法207 五)</p>

4. 株式関係

- 1. 株式

- (3) 新株発行手続

- 金銭債権の現物出資

改正前	改正後
<p>(検査役の調査が不要な 現物出資)</p> <p>3. 出資財産が「取引所の相場ある有価証券」で、取締役会で定めた価格がその相場を超えないとき</p> <p>(商法280の8 173 二)</p>	<p>(検査役の調査が不要な 現物出資)</p> <p>4. 出資財産が「市場価格のある有価証券」で、取締役会で定めた価額がその市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えないとき</p> <p>(法207 三)</p>

4. 株式関係

- 1. 株式

- (3) 新株発行手続

- 発行する株式の払込み証明(金銭出資の場合)

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none">金融機関が発行した株式払込金保管証明書 (株式払込金保管証明書が新株発行登記の法定添付書面 (商法280の14 177、189)	<ul style="list-style-type: none">金融機関が発行した株式払込金保管証明書預金の残高証明書預金通帳の写し <p>上記いずれかの方法を選択 (法208)</p>

4. 株式関係

- 1. 株式
(4) 株券

改正前	改正後
<p>(株券の発行)</p> <p>1. 原則 株券発行 会社成立後または新株の払込み期日後、遅滞なく株券を発行しなければならない</p> <p>2. 株式譲渡制限会社の場合 株主から請求がなければ発行する必要がない</p>	<p>(株券の発行)</p> <p>1. 原則 株券不発行 定款で定めのある場合にかぎり株券を発行することができる(法214)</p> <p>2. 株式譲渡制限会社の場合 上記1株券を発行する旨の定款の定めがある場合であっても、株主の請求があるときまでは、株券を発行しないこととすることができる (法215)</p>

5. 社債関係

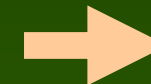
- 1. シリーズ発行の明文化

合名会社・合資会社・合同会社



社債発行が可能

取締役会を設置しない株式会社



社債発行が可能

従来の有限会社には認められていなかったが、株式会社との規律の一本化に伴い、取締役会を設置しない株式譲渡制限会社についても認められた

取締役会を設置する株式会社



社債の発行事項の決定を代表取締役に委任できる

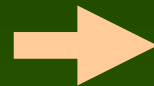
取締役会決議で発行する社債総額等を定め、具体的な発行については、代表取締役が複数回に分けて決定するという委任の仕方も認められた(社債のシリーズ発行)

5. 社債関係

- 2. 新しい社債(記名式社債)制度の創設

新株予約権付社債

普通社債



対抗要件、権利移転を
「株式と同様」の取り扱い
(法688、292、130)

「株式と同様」とは

社債の移転には社債券の交付を必要とする
取得者の氏名および住所を社債原簿に記載しなければ、
会社に対して対抗することができない
社債券の占有により権利が推定される
善意取得が認められる
略式質と登録質の制度を認める

5 . 社債関係

- 3 . 社債券の不発行制度

株券の不発行制度との整合性をとるため、社債券不発行制度を創設した(法676六)

社債券を発行する場合、その旨を定めることを要する(法676)

社債の譲渡は、取得者の氏名・住所を社債原簿に記載しなければ、発行会社その他の第三者に対抗することができない(法688)

社債の質入れは、その質権者の氏名または名称および住所を社債原簿に記載・記録をしなければ、社債発行会社その他の第三者に対抗することができない(法693)

5 . 社債関係

- 3 . 社債券の不発行制度

株券の不発行制度との整合性をとるため、社債券不発行制度を創設した(法676六)

社債権者・質権者は、社債発行会社に対し、社債原簿に記載・記録されているその社債権者・質権者についての事項を記載した書面の交付を請求することができる(法682、695)

社債券が不発行の場合、社債の譲渡は、意思表示のみでその効力を生ずる(法687)

他方、社債券を発行する旨の定めがある社債の譲渡は、社債券を交付しなければ、効力を生じない

6. 会社の計算関係

- 1. 剰余金の分配に対する横断的な規制

株主に対する金銭の分配

利益の配当

中間配当

資本金および準備金の
減少に伴う払い戻し

自己株式の
有償取得

分配可能額を
超えてはならない

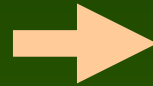
(剰余金の分配として
統一的な規制)

(法461)

6. 会社の計算関係

- 1. 剰余金の分配に対する横断的な規制

財源規制をかけない
自己株式の取得事由



合併、分割及び営業全部の譲受けにより、相手方の有する自己の株式を取得する場合

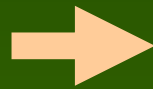
合併、分割、株式交換、株式移転、営業譲渡及び営業譲受けの際の反対株主の買取請求に応じて買い受ける場合

単元未満株主の買取請求に応じて買い受ける場合

6. 会社の計算関係

- 2. 財源規制における分配可能額の算定方法

改正前の配当限度額
の計算方法



配当限度額 = 貸借対照表上の純資産額 - 配当制限項目
(商法290、商法施行規則124)

6. 会社の計算関係

2. 財源規制における分配可能額の算定方法

改正後の剰余金分配可能額の計算方法 (461)

剰余金の額

臨時決算日の属する事業年度の初日から臨時決算日までの期間の**臨時計算書類に係る利益の額**

臨時決算日の属する事業年度の初日から臨時決算日までの期間の**自己株式を処分した場合の対価**

自己株式の帳簿価額

最終事業年度末日後に自己株式を処分した場合の対価

臨時決算日の属する事業年度の初日から臨時決算日までの期間の**臨時計算書類に係る損失の額**

法務省令で定める額

6. 会社の計算関係

3. 純資産額による分配の制限

純資産額が
300万円未満

資本金の額にかかわらず、剰余金があっても株主に配当できない (法458)

最低資本金制度の廃止

債権者の保護

剰余金分配規制で補完

すべての株式会社に決算公告を義務づけ

7. 組織再編行為関係

- 1. 対価の柔軟化 (2007年からスタート)

改正前の取り扱い

存続会社

吸収合併

消滅会社

存続会社の株式を交付

株主

7. 組織再編行為関係

- 1. 対価の柔軟化 (2007年からスタート)

改正後の**交付金合併** (法800 改正附則4)

吸収合併

存続会社

消滅会社

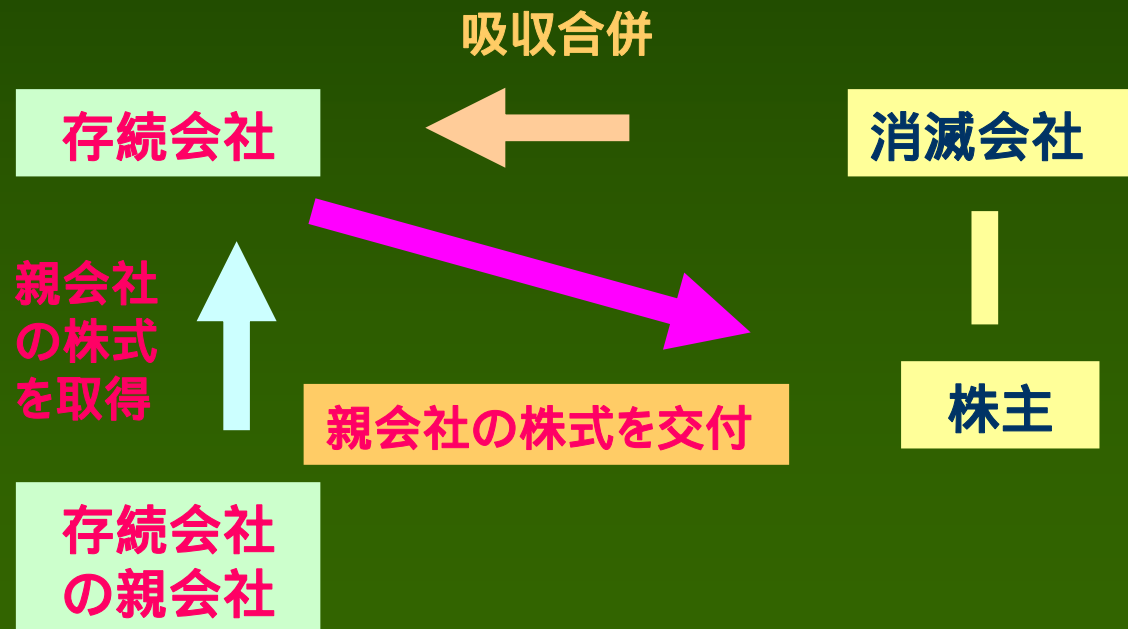
金銭のみを交付

株主

7. 組織再編行為関係

- 1. 対価の柔軟化 (2007年からスタート)

改正後の三角合併 (法800 改正附則4)



7. 組織再編行為関係

- 2. 簡易組織再編(株主総会の承認を要しない)行為の要件変更

改正前	改正後
<p>(簡易吸収合併) 合併に際して発行する新株の総数が存続会社の発行済株式総数の5%以下 (商法413の3)</p>	<p>(簡易吸収合併) 存続会社が合併の対価として交付する存続会社の株式、社債その他の財産の価額が存続会社の純資産額の20%以下 (法796)</p>
<p>(承継会社における簡易吸収分割) 分割に際して発行する新株の総数が承継会社の発行済株式総数の5%以下 (商法374の23)</p>	<p>(承継会社における簡易吸収分割) 承継会社が分割の対価として交付する承継会社の株式、社債その他の財産の価額が承継会社の純資産額の20%以下 (法796)</p>

7. 組織再編行為関係

- 2. 簡易組織再編(株主総会の承認を要しない)行為の要件変更

改正前	改正後
<p>(簡易株式交換)</p> <p>株式交換際して発行する新株の総数が完全親会社となる会社の発行済株式総数の5%以下 (商法358)</p>	<p>(簡易株式交換)</p> <p>完全親会社となる会社が交換の対価として交付する親会社の株式、社債その他の財産の価額が親会社の純資産額の20%以下 (法796)</p>
<p>(簡易な営業全部の譲受け)</p> <p>譲受会社の最終の貸借対照表により現存する純資産額の5%以下 (商法245の5)</p>	<p>(事業全部の譲受け)</p> <p>譲受会社が譲受けの対価として交付する譲受会社の株式、社債その他の財産の価額が譲受会社の純資産額の20%以下 (法468 467 三)</p>

7. 組織再編行為関係

- 2. 簡易組織再編(株主総会の承認を要しない)行為の要件変更

改正前	改正後
<p>(分割会社における簡易吸収分割) 承継会社に承継させる財産が、分割会社の最終の貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の5%以下 (商法374の22)</p>	<p>(分割会社における簡易吸収分割) 承継会社に承継させる資産の分割会社の総資産に占める割合が20%以下 (法784)</p>
<p>(分割会社における簡易新設分割) 分割によって設立する会社に承継する財産が、分割会社の最終の貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の5%以下 (商法374の6)</p>	<p>(分割会社における簡易新設分割) 新設会社に承継させる資産の分割会社の総資産に占める割合が20%以下 (法805)</p>

7. 組織再編行為関係

- 2. 簡易組織再編(株主総会の承認を要しない)行為の要件変更

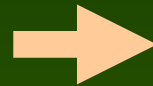
改正前	改正後
(営業の重要な一部の譲渡) (株主総会の特別決議を省略できる規定はない) (商法245)	(営業の重要な一部の譲渡) 譲受会社に譲り受けさせる資産の譲渡会社の総資産に占める割合が20%以下 (法467 二)

(注) **株式譲渡制限会社**は、簡易組織再編行為の要件に該当する組織再編行為をする場合であっても、**株主総会の決議を省略することができない** (法796 但書)

7 . 組織再編行為関係

- 3 . 略式組織再編の新設

簡易組織再編



存続会社等側においてのみ
株主総会決議が省略できる
(会社分割を除く)



消滅会社等側においても
株主総会決議を省略

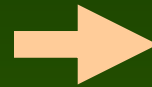


略式組織再編の新設

7. 組織再編行為関係

- 3. 略式組織再編の新設

略式組織再編の要件



当事会社間が「特別支配会社」
関係にある場合（法468）



「特別支配会社」とは

親会社の子会社の総株主の議決権の90%以上を単独で保有している場合
他の100%子会社等が保有する議決権と併せて90%以上保有する場合



親会社の子会社を吸収合併する場合、親会社の株主総会は簡易
組織再編により、子会社の株主総会は略式組織再編により、当事
会社の株主総会を一切不要とすることができる

7. 組織再編行為関係

- 4. 合併・分割の効力発生日

改正前	改正後
(新設合併) 登記の日 (商法416 102)	(新設合併) 登記の日 (法754 49)
(新設分割) 登記の日 (商法374の9)	(新設分割) 登記の日 (法764 49)
(吸収合併) 登記の日 (商法416 102)	(吸収合併) 効力発生日(合併期日) (法749 六 750)
(吸収分割) 登記の日 (商法374の25)	(吸収分割) 効力発生日(合併期日) (法758七 759)

8. 会社の清算関係

1. 通常清算手続の簡素化

改正前	改正後
解散決議・清算人選任決議 通常清算人を1名選任（商法417）	解散決議・清算人選任決議 取締役会設置会社でも清算人会の 設置義務なし（法471・477・478）
解散公告・債権者申出催告 2カ月以内に3回 （商法421・422）	解散公告・債権者申出催告 解散公告は1回だけ（法499）
解散登記・清算人登記 監査役はそのまま（商法416）	解散登記・清算人登記（法926・928） 非公開会社は定款の定めがなければ 監査役は置かなくてよい（法477）
管轄地方裁判所に解散届出 解散・清算人が記載された登記簿謄 本を添付（商法418）	（裁判所の関与を廃止）

8. 会社の清算関係

1. 通常清算手続の簡素化

改正前	改正後
解散時点の財産目録・貸借対照表を作成し総会で承認 (商法419)	解散時点の財産目録・貸借対照表を作成し総会で承認 (法492)
財産目録・貸借対照表を管轄裁判所に提出 (商法419)	(裁判所の関与を廃止)
・2カ月満了したら債権債務を整理し、 残余財産を分配し清算事務を終了 ・清算事務報告書と決算報告書を総会で承認 (商法427)	・2カ月満了したら債権債務を整理し、 残余財産を分配し清算事務を終了 ・清算事務報告書と決算報告書を総会で承認 (法507)
清算終了登記 (商法427)	清算終了登記 (法929)
管轄裁判所に書類保存管理者選任申請 (商法429)	(書類保存は清算人の責任) (法508)

9 . 合同会社・合資会社 ・合名会社関係

- 1 . 現行会社類型との比較

	株式会 社	有限会 社	合名会社	合資会社	合同会社
出資者の責任	有限責任	有限責任	無限責任	一部無限責任(有限責任社員は出資金を限度)	有限責任
会社内部の規律	強行規定	強行規定	定款自治	定款自治	定款自治
出資の目的	金銭その他の財産	金銭その他の財産	信用・労務の出資も可能	信用・労務の出資も可能	金銭その他の財産 (信用・労務の出資は不可)

9 . 合同会社・合資会社 ・合名会社関係

● 1 . 現行会社類型との比較

	株式会社	有限会社	合名会社	合資会社	合同会社
出資の目的	金銭その他の財産	金銭その他の財産	信用・労務の出資も可能	信用・労務の出資も可能	金銭その他の財産 (信用・労務の出資は不可)
役員	取締役 3名以上 監査役 1名以上 (注)	取締役 1名以上 監査役 は任意	社員が業務執行を行う	無限責任社員が業務執行を行う	社員が業務執行を行う

(注) 株式譲渡制限会社で取締役会を設置しない株式会社は有限会社型機関設計が可能

9. 合同会社・合資会社 ・合名会社関係

1. LLP (Limited Liability Partnership) 制度の概要

現状

海外では、創業を促し、事業者や専門人材が連携して行う共同事業(ジョイント・ベンチャーなど)を振興するため、LLPやLLC(リミテッド・ライアビリティ・カンパニー)という新しい事業体制度を整備。

◆事業体の3つの特徴

【有限責任】

出資者が出資額までしか責任を負わない。

【内部自治原則】

出資者が自ら経営を行い、利益や損失の配分などを柔軟に決めることができる。

【構成員課税】

出資者に直接課税されるので、法人課税を課された上に、出資者への利益分配にも課税されるということがない。

【米国のLLC: 有限責任会社】

ここ10年間で80万誕生。
IBM・インテルなどの共同研究、金融産業、IT産業などで活用。

【英国のLLP: 有限責任組合】

2000年創設、1万を超える。
KPMGなど会計・法律事務所、デザイン、IT産業などで活用。

課題

我が国には、この3つの特徴を兼ね備えた事業体は存在しない。

◆共同事業の際の一長一短

【株式会社】

- ・出資者は有限責任。
しかし、
- ・1株1票原則で、取締役などの設置が強制、
- ・法人課税が課された上に、出資者への配当にも課税される。

【民法組合】

- ・出資額の多寡に拘わらず利益や損失を出資者の貢献に応じて柔軟に配分。
- ・構成員課税のため、組合段階には課税されず、出資者に直接課税される。
しかし、
- ・出資者は全員が無責任。

対応

民法組合の特例として有限責任事業組合制度を創設。

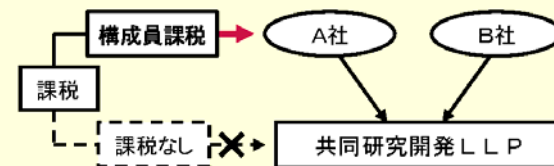
1. LLPの出資者全員に有限責任制を付与

2. 貢献に応じた柔軟な損益の配分

民法組合と同様に、才能やノウハウを持つ中小企業や個人を高く評価することが可能に。

3. LLPに対する構成員課税の適用

民法組合と同様に、LLP段階では課税せず、組合員(構成員)に直接課税する仕組みを適用する。



○新規創業の促進

○創造的な連携共同事業の促進

- ・ 中小企業同士の新規事業連携
- ・ ベンチャーと大企業の連携
- ・ 産学連携
- ・ ITや金融の専門人材による共同事業
- ・ 大企業同士の共同研究開発

10. 既存会社の新会社法への対応

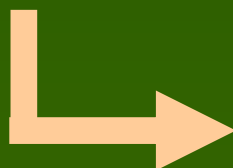
1. 経過措置による特例有限会社

旧株式会社
旧合名会社
旧合資会社



新株式会社
新合名会社
新合資会社
(整備法66)

旧有限会社



- ・会社法に基づく新株式会社として存続
- ・商号中に「有限会社」の文字の使用を義務付け
- ・「特例有限会社」として存続 (整備法3)

10. 既存会社の新会社法への対応

● 1. 経過措置による特例有限会社

1. 特例有限会社

(整備法66)

・旧有限会社の定款、社員、持分および出資1口



・株式会社の定款、株主、株式および1株とみなす

・旧有限会社の登記



・会社法の規定による特例有限会社の登記とみなす



・特例有限会社へ移行する際に変更登記は不要

10. 既存会社の新会社法への対応

- 1. 経過措置による特例有限会社

2. 特例有限会社の定款

1. その発行する全部の株式について

株式の譲渡を行うには、その特例有限会社の承認を要する旨

2. その特例有限会社の株主がその株式を譲渡により取得する場合において

その特例有限会社が承認したものとみなす旨



の定めがあるものとみなされる(整備法9)

3. 特例有限会社の登記



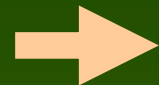
みなされた定款の定めが登記されたものとみなされる

(整備法42)

10. 既存会社の新会社法への対応

1. 経過措置による特例有限会社

4. 特例有限会社



定款の定めにより監査役を置くことができる

~~取締役会、会計参与、監査役会、会計監査人、三委員会等の設置はできない(整備法17)~~



大会社になっても会計監査人の設置は強制されない(整備法17)



決算公告の義務付けはない(整備法28)



休眠会社のみなし解散に関する規定は適用されない(整備法32)

10. 既存会社の新会社法への対応

- 1. 経過措置による特例有限会社

5. 特例有限会社

→ 取締役と監査役について任期の定めはない(整備法18)

→ 監査役の監査範囲は会計監査に限定する旨の定款の定めがあるものとみなされる(整備法24)

6. 特例有限会社から株式会社に変更する手続

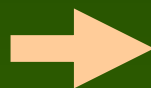
→ 株主総会の特別決議により定款を変更(整備法45)
(商号中に株式会社の文字を用いる商号変更)

→ 特例有限会社の解散登記と商号変更後の株式会社の設立登記を申請(整備法46)

10. 既存会社の新会社法への対応

- 1. 経過措置による特例有限会社

7. 特例有限会社から株式会社へ移行するメリット



対外的なイメージ・信用力の向上

バラエティに富んだ会社の機関が選択できる

経過措置を気にする必要がない

会社の役員として会計参与を置くことができる

10. 既存会社の新会社法への対応

- 1. 経過措置による特例有限会社

8. 特例有限会社から株式会社へ移行するデメリット



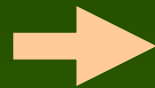
決算公告義務がある

有限会社には役員の任期がないが、株式会社になれば任期は最長でも10年となり、役員変更登記が必要となる
新法に不備があった場合、トラブルに巻き込まれる恐れがある

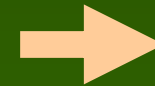
10. 既存会社の新会社法への対応

- 2. 既存株式会社の経過措置

1. 既存株式会社全般



株式会社の規模等に応じて一定の定款規定が定められているものとみなす(整備法52、53、57、76)



さらに、その登記がなされているものとみなす(整備法61、111)

10. 既存会社の新会社法への対応

- 2. 既存株式会社の経過措置

2. 小会社および中会社の定款
(会計監査を受ける定款の規定を持つみなし大会社を除く)

取締役会を置く旨

監査役を置く旨

小会社の場合には監査役の監査の範囲を会計監査に
限定する旨



の定めがあるものとみなされる(整備法9)

10. 既存会社の新会社法への対応

- 2. 既存株式会社の経過措置

3. 小会社および中会社の登記 (会計監査を受ける定款の規定を持つみなし大会社を除く)

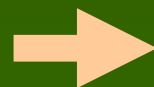
取締役会設置会社である旨
監査役設置会社である旨



の登記があるものとみなされる(整備法113)

4. 株式譲渡制限会社

発行する全部の株式について譲渡によるその株式の取得について会社の承認を要する旨



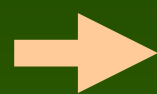
の定款の定めおよび登記があるものとみなされる
(整備法66 113)

10. 既存会社の新会社法への対応

● 2. 既存株式会社の経過措置

5. 株券を発行しない旨の定款の定めのない会社

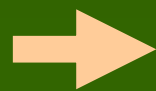
株券を発行する旨(登記は株券発行会社である旨)



の定款の定めおよび登記があるものとみなされる
(整備法76、113)

6. 三委員会設置会社以外の大会社やみなし大会社

取締役会を置く旨 監査役を置く旨
監査役会を置く旨 会計監査人を置く旨



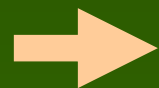
の定款の定めがあるものとみなされる(整備法52、76、
113)

10. 既存会社の新会社法への対応

- 2. 既存株式会社の経過措置

7. 三委員会設置会社以外の大会社やみなし大会社

取締役会設置会社である旨
監査役設置会社である旨



の登記があるものとみなされる
(整備法52、76、113)

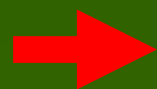
10. 既存会社の新会社法への対応

- 2. 既存株式会社の経過措置

8. 新会社法施行の日から6ヶ月以内に登記申請する必要のある会社

監査役会設置会社である旨と、監査役のうち社外監査役である旨

会計監査人設置会社である旨と、会計監査人の氏名または名称



登記申請を怠ると100万円以下の過料に処せられる(整備法61)

10. 既存会社の新会社法への対応

- 3. 既存上場会社の株主総会への影響

会社法施行に伴う主な変更点

毎決算期に作成すべき計算書類の内容が変更になる

(法435)

取締役会は、監査手続前の計算書類の承認が不要となり、

監査終了後の計算書類を承認すれば足りる (法436)

連結計算書類承認取締役会についても同様 (法444)

基準日後の株式取得者に議決権を付与することが

可能となる (法124)

10. 既存会社の新会社法への対応

- 3. 既存上場会社の株主総会への影響

会社法施行に伴う主な変更点

株主総会の招集地を、原則として「本店所在地またはその隣接地」に制限する規制(商法233)は廃止される

会社自らが総会検査役の選任を申し立てることも可能となる
(法306)

取締役の任期を1年とする一定の会社について、取締役会決議による剰余金の配当が可能になる (法459)

10. 既存会社の新会社法への対応

- 3. 既存上場会社の株主総会への影響

会社法施行に伴う主な変更点

金銭以外の財産を配当することができる (法454)

いわゆる補欠監査役等の選任について定款の定めが不要になる (法329)

有価証券報告書提出会社は、決算公告の必要がない
(法440)

10. 既存会社の新会社法への対応

- 3. 既存上場会社の株主総会への影響
定款変更の検討対象となる事項

検討項目	制度の内容等
書面取締役会 (法370)	あらかじめ定款に規定することで、 取締役の全員が書面等により取締役会提案事項に同意の意思表示をし、監査役が当該提案に異議を述べない ときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなすことができる制度

10. 既存会社の新会社法への対応

- 3. 既存上場会社の株主総会への影響
定款変更の検討対象となる事項

検討項目	制度の内容等
取締役会決議による 剰余金分配 (法459・460)	会計監査人設置会社かつ監査役会 設置会社(または委員会設置会社)で 取締役の任期が1年の会社について、 あらかじめ定款に規定することで、 取締役会決議により剰余金の分配が 可能となる制度

平成17年改正商法の概要



終了

お疲れさまでした

最後までお付き合いありがとうございました

平成17年改正商法の概要

講師 花宮賢二（はなみやけんじ）

プロフィール

- ・ 簡裁訴訟代理関係業務能力認定司法書士
- ・ 土地家屋調査士
- ・ 行政書士
- ・ ファイナンシャルプランナー（AFP）
- ・ 測量士
- ・ 宅地建物取引主任者
- ・ 愛知県司法書士会 元理事（成年後見委員会担当）
- ・ 社団法人成年後見センター・リーガルサポート 愛知支部会員
- ・ 愛知県土地家屋調査士会 筆界鑑定管理委員会副委員長
- ・ 企業再建協議会（CRC）会員（愛知県推進局所属）

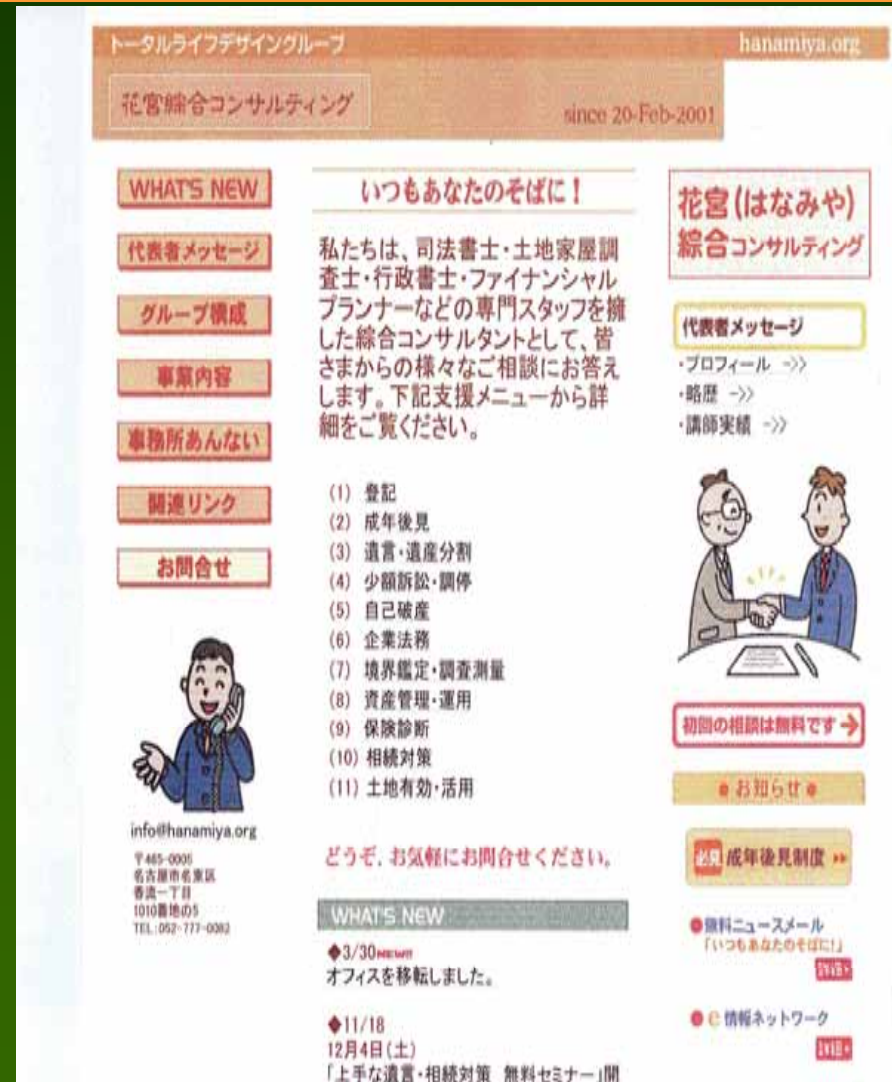
平成17年改正商法の概要

花宮総合コンサルティング

Website <http://hanamiya.org/>

E - mail info@hanamiya.org

代表者 花宮 賢二



The screenshot shows the homepage of Hanamiya, a legal and financial consulting firm. The header includes the company name 'hanamiya.org' and 'since 20-Feb-2001'. A navigation menu on the left lists 'WHAT'S NEW', '代表者メッセージ', 'グループ構成', '事業内容', '事務所あない', '関連リンク', and 'お問合せ'. The main content area features a 'いつもあなたのそばに!' section with a list of services: (1) 登記, (2) 成年後見, (3) 遺言・遺産分割, (4) 少額訴訟・調停, (5) 自己破産, (6) 企業法務, (7) 境界鑑定・調査測量, (8) 資産管理・運用, (9) 保険診断, (10) 相続対策, (11) 土地有効・活用. Below this is a 'WHAT'S NEW' section with two items: '3/30 NEW オフィスを移転しました。' and '11/18 12月4日(土) 「上手な遺言・相続対策 無料セミナー」開'. On the right, there is a '花宮(はなみや) 総合コンサルティング' section with a '代表者メッセージ' and a '初回の相談は無料です' banner. A cartoon illustration of two men shaking hands is also present.